

鹿児島県 工事成績評定要領 考查項目別運用表

考查項目順(農林関係)

2025年4月改定(上段:新規定 下段:運用)

1 施工体制	I 施工体制一般	監督員	・ ・ ・ ・ ・	1
1 施工体制	II 配置技術者	監督員	・ ・ ・ ・ ・	2
2 施工状況	I 施工管理	監督員	・ ・ ・ ・ ・	3
2 施工状況	I 施工管理	検査員	・ ・ ・ ・ ・	4
2 施工状況	II 工程管理	監督員	・ ・ ・ ・ ・	5
2 施工状況	II 工程管理	総括監督	・ ・ ・ ・ ・	6
2 施工状況	III 安全対策	監督員	・ ・ ・ ・ ・	7
2 施工状況	III 安全対策	総括監督	・ ・ ・ ・ ・	8
2 施工状況	IV 対外関係	監督員	・ ・ ・ ・ ・	9
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	監督員	土木一般・ ・ ・ ・ ・	10
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	監督員	機械設備工事・ ・ ・ ・ ・	11
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	監督員	電気設備工事, 通信設備工事, 受変電設備工事・ ・	12
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	検査員	土木一般・ ・ ・ ・ ・	13
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	土木一般・ ・ ・ ・ ・	14
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	機械設備工事・ ・ ・ ・ ・	15
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	電気設備工事, 通信設備工事, 受変電設備工事・ ・	17
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	維持・修繕工事・ ・ ・ ・ ・	18
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	コンクリート構造物工事・ ・ ・ ・ ・	19
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	土工事(切土, 盛土, 築堤等工事)・ ・ ・ ・ ・	21
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	護岸・根固・水制工事(港湾工事以外)・ ・ ・ ・ ・	22
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準	23
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	舗装工事・ ・ ・ ・ ・	25
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	法面工事・ ・ ・ ・ ・	27
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	基礎工事及び地盤改良工事・ ・ ・ ・ ・	29
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	海岸工事・ ・ ・ ・ ・	31
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)・	32
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	塗装工事・ ・ ・ ・ ・	34
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	トンネル工事・ ・ ・ ・ ・	35
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	植栽工事・ ・ ・ ・ ・	37
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事・ ・ ・ ・	38
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急	40
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)・ ・	41
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	機械設備工事・ ・ ・ ・ ・	42
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	電気設備工事・ ・ ・ ・ ・	44
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	通信設備工事・受変電設備工事・ ・ ・ ・ ・	45
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	管水路工事・ ・ ・ ・ ・	46
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	畑地かんがい・ ・ ・ ・ ・	48
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	ほ場整備工事・ ・ ・ ・ ・	49
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	農道工事(舗装工事以外)・ ・ ・ ・ ・	51
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	ため池工事・ ・ ・ ・ ・	55
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	用排水路工事・ ・ ・ ・ ・	58
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	山腹工・ ・ ・ ・ ・	60
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	治山工事・ ・ ・ ・ ・	61

3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	コンクリート構造物工事, 砂防構造物工事, 海岸工	65
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	土工事 (盛土・築堤工事等)	66
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	切土工事	67
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	護岸・根固・水制工事	68
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	鋼橋工事	69
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	地すべり防止工事	70
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	舗装工事	71
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	法面工事	72
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	基礎工事 (地盤改良等を含む)	73
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	コンクリート橋上部工事	74
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	塗装工事 (工場塗装を除く)	75
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	植栽工事	76
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	防護柵 (網) 工事	77
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	標識工事	78
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	区画線工事	79
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	機械設備工事	80
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	電気設備工事	81
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	維持修繕工事	82
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	電線共同溝工事	83
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	通信設備工事, 受変電設備工事	84
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	ブロック製作工事 (ケーソン陸上製作工事を含む)	85
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	管水路工事	86
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	畑地かんがい工事	87
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	ほ場整備工事	88
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	農道工事	89
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	ため池工事	90
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	用排水路工事	91
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	山腹工	92
4 工事特性 施工条件等		総括監督		93
5 創意工夫 創意工夫		監督員		97
6 社会性等 地域への貢献等		総括監督		99
7 法令遵守等 法令遵守等		総括監督		100

1

1 施工体制

Ⅱ 配置技術者

監督員

1

●評価対象項目	18
加減点＝3点×該当項目数÷全項目10	
1 配置技術者については是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。	20
2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。	21
3 現場代理人が、工事全体を把握している。	23
4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。	24
5 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。	25
6 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。	27
7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。	28
8 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。	29
9 下請が行った施工管理について、受注者がその内容をチェックしていたことが確認できる。 施工管理のまる投げが疑われる場合は加点しない。	30
10 監理（主任）技術者が、法令、仕様書その他の基準を把握した上で、指導を行っている。 下請監理のまる投げが疑われる場合は加点しない。	31
●評価対象項目d	33
加減点＝－5点	
12 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	34
●評価対象項目e	35
加減点＝－10点	
14 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	36

2施工状況		I 施工管理	監督員
1			
	●評価対象項目		37 ○
	加減点＝4点×該当項目数÷全項目12		
1	施工管理について是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。		38 ○
2	施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。		39 ○
3	現場条件の変化に対して、適切に対応している。		40 ○
4	工事材料の品質に影響が無いよう保管している。		41 ○
5	日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。		42 ○
6	日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。		43 ○
7	現場内の整理整頓を日常的に行っている。		44 ○
8	工事写真を含む施工管理に関するデータを、第三者でもわかるように整理している。		45 ○
9	できる範囲で、工事打合簿を電子化している。 「できる範囲で」とは、電子化することに過大な負担が発生しないことをいう。最終の電子納品レベルに関係なく、書類の減量と業務の迅速化の取組みを評価する(2019/3/28追加)。		46 ○
10	建設副産物の再利用等への取組みを適切に行っている。		47 ○
11	工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。		48 ○
12	現場環境改善(イメージアップ)を行った。 積極的かどうかは問わない。		49 ○
13	●評価対象項目d 加減点＝－5点		51 ○
14	施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。		52 ○
15	●評価対象項目e 加減点＝－10点		53 ○
16	施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		54 ○

2施工状況		Ⅱ 工程管理	監督員
1			
●評価対象項目 加減点＝4点×該当項目数÷全項目8			73 ○
1	工程管理について是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。		74 ○
2	当初工程表が現場条件を反映したのとなっており、クリティカルパスを把握することができた。		75 ○
3	変更工程表が適時に更新されていた。		76 ○
4	現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。		77 ○
5	受注者に直接の原因のない理由により、工程が遅れる制約が生じた場合において、遅延を回避するために工程の変更を行った。 遅延を回避する取り組みを行った場合は加点する。結果は問わない。「受注者に直接の原因がない」とは発注者に原因があるケースと受発注者双方に原因がないケースである。以下同じ。		78 ○
6	発注者からの要請に基づいて工程の短縮を行った。 契約約款に基づいて発注者から工期短縮の要請があった場合は加点する。		79 ○
7	受注者に直接の原因のある工期の遅れがなかった。 受注者に直接の原因がない場合（つまり発注者に原因がある場合と双方に原因がない場合）は、遅れが生じても加点する。逆に受注者に原因がある場合は加点しない。		80 ○
8	現場閉所による週休2日（4週8休以上）を確保している。 月単位の現場閉所率が28.5%以上であることが、休日取得計画表が提出され、確認できる。「週休2日」試行工事でなくてもよい。		81 ○
9	●評価対象項目d 加減点＝-5点		88 ○
10	工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。		89 ○
11	●評価対象項目e 加減点＝-10点		90 ○
12	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		91 ○

2施工状況	Ⅱ 工程管理	総括監督員
-------	--------	-------

1

●評価対象項目		102 ○
加減点＝2点×該当項目数÷全項目7		
1	行政機関以外の第三者と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	103 ○
2	行政機関と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	104 ○
3	特定建設作業（騒音規制法及び振動規制法が定める一定規模以上の作業）を休日や夜間に行わなかった。または休日や夜間に行う特定建設作業の期間が最小となるように工程を調整した。 特定建設作業に該当しないように低騒音・低振動の機械を使用したこと、休日や夜間を避けるように工程調整を行ったこと、休日や夜間に作業したとしても、その期間を最小に抑えたことを評価する。	105 ○
4	工程管理に不備がなかった。	106 ○
5	災害復旧工事のほか、標準的な工期より短い工期が設定された工事を予定通り完成させた。 災害復旧工事は該当する。災害復旧工事以外でも、タイトな工程管理が求められる工事は対象となる。	107 ○
6	施工箇所が広範囲に点在している工事（施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの）を、遅延なく完成させた。	108 ○
7	現場閉所による週休2日（4週8休以上）を達成した。 月単位の現場閉所率が28.5%以上であることが休日取得計画表が提出され、確認できる。 「週休2日」試行工事でなくてもよい。	109 ○

2施工状況		Ⅲ安全対策	総括監督員
1			
	●評価対象項目		139 ○
	加減点＝3点×該当項目数÷全項目6		
1	安全対策の取組みが、ISO45001等（労働安全衛生マネジメントシステム）で認証されている。		140 ○
2	下請混在現場において、統括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者を置いていた。 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者に関する労働基準監督署への届出を行った工事を評価する。		141 ○
3	職長が中心となって、ツールボックスミーティングを行って安全対策を推進した。		142 ○
4	KY活動で提案された安全対策を採用した。		143 ○
5	安全協議会に参加していた。		144 ○
6	工事用車両の通行に起因する交通事故を防止するための対策を行った。（臨時のカーブミラーの設置、すれ違い場所の拡幅や整地、通学路の路肩の草払いほか）		145 ○

2施工状況		IV対外関係	監督員
1			
	●評価対象項目		147 ○
	加減点＝2点×該当項目数÷全項目6		
1	対外関係について是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。		148 ○
2	関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。		149 ○
3	地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。		150 ○
4	第三者からの苦情(工事の施工方法に関するものに限る)がなかった。あった場合は十分な対応を 尽くした。 対応が十分であったかどうかは、社会通念で判断する。		151 ○
5	関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。		152 ○
6	工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。		153 ○
7	●評価対象項目d 加減点＝-2.5点		155 ○
8	対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。		156 ○
9	●評価対象項目e 加減点＝-5点		157 ○
10	対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		158 ○

1 土木一般

	●評価対象項目a …出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 加減点＝4点	159 ○
1	aの評価と判定する。	160 ○
2	●評価対象項目b …出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 加減点＝2点	161 ○
3	bの評価と判定する。	162 ○
4	●評価対象項目c …出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 加減点＝0点 ※出来形管理項目(「土木工事施工管理基準、農業土木工事管理基準」)を設定していない工事は「c」評価とする。	163 ○
5	cの評価と判定する。	165 ○
6	●評価対象項目d 加減点＝-2.5点	166 ○
7	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	167 ○
8	●評価対象項目e 加減点＝-5点	168 ○
9	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った	169 ○

2 機械設備工事

●評価対象項目	170 ○
加減点＝4点×該当項目数÷全項目10	
1 承諾図等が、設計図書を満足している。 提出時期、内容の漏れ、設計図書との仕様違いなどが無いこと。	171 ○
2 施工図等が、設計図書を満足している。 設計図書(特記仕様書・特別仕様書含む)の諸基準を満足する施工図が作成されていること。	172 ○
3 衛生工事について、出来形が設計図面を満足し、十分な施工である。 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。(以下同じ)	173 ○
4 空調工事について、出来形が設計図面を満足し、十分な施工である。	174 ○
5 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。	175 ○
6 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。	176 ○
7 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。	177 ○
8 独自のチェックリスト等の管理基準に基づき管理するなど、出来形の管理方法を工夫している。	178 ○
9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。	179 ○
10 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。	180 ○
11 ●評価対象項目d 加減点＝-2.5点	182 ○
12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	183 ○
13 ●評価対象項目e 加減点＝-5点	184 ○
14 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	185 ○

3 電気設備工事, 通信設備工事, 受変電設備工事

●評価対象項目	186 ○
加減点 = 4点 × 該当項目数 ÷ 全項目11	
1 承諾図等が、設計図書を満足している。 提出時期, 内容の漏れ, 設計図書との仕様違いなどが無いこと。	187 ○
2 施工図等が、設計図書を満足している。 設計図書(特記仕様書含む)の諸基準を満足する施工図が作成されていること。	188 ○
3 現場における出来形(形状及び寸法, 数量)が設計図書を満足し、十分な施工である。 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。(以下同じ)	189 ○
4 現場における出来形(設備の据付及び支持間隔, 固定方法等)が設計図書を満足し、十分な施工である。	190 ○
5 現場における出来形(回路, 極性, 絶縁抵抗, 接地抵抗等)が設計図書を満足し、十分な施工である。	191 ○
6 現場における出来形(行き先表示等)が設計図書を満足し、十分な施工である。	192 ○
7 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。	193 ○
8 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。	194 ○
9 独自のチェックリスト等の管理基準に基づき管理するなど、出来形の管理方法を工夫している。	195 ○
10 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。	196 ○
11 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。	197 ○
12 ●評価対象項目d 加減点 = -2.5点	199 ○
13 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	200 ○
14 ●評価対象項目e 加減点 = -5点	201 ○
15 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	202 ○

1 土木一般

●評価対象項目	220 ○
加減点＝10点×該当項目数÷全項目5	
1 出来形管理のデータについて、第三者でも把握できるように、測定位置及び測定方向を全体図に記載して、体系的にまとめている。	221 ○
作成した本人以外でもわかるように、総括図などで整理してあれば加点する。	
2 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	222 ○
3 不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。	223 ○
不可視部分は全域を撮影しなければならない。動画でもよい。	
4 写真管理基準の管理項目を満足している。	224 ○
5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	225 ○
6 ●評価対象項目d	230 ○
加減点＝－10点	
7 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	231 ○
8 ●評価対象項目e	232 ○
加減点＝－20点	
9 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	233 ○

1 土木一般

	●評価対象項目a …品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 加減点＝5点	282 ○
1	aの評価と判定する。	283 ○
2	●評価対象項目b …品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 加減点＝2.5点	284 ○
3	bの評価と判定する。	285 ○
4	●評価対象項目c …品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 加減点＝0点	286 ○
5	cの評価と判定する。 ※品質管理項目(「土木工事施工管理基準、農業土木工事管理基準」)を設定していない工事は「c」評価とする。	288 ○
6	●評価対象項目d 加減点＝-2.5点	289 ○
7	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	290 ○
8	●評価対象項目e 加減点＝-5点	291 ○
9	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った	292 ○

2 機械設備工事

●評価対象項目	293 ○
加減点＝5点×該当項目数÷全項目19	
1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」であり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより評価を行う。(以下同じ)	294 ○
2 品質確認記録の内容が、適切である。	295 ○
3 衛生工事について施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。	296 ○
4 空調工事について施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。	297 ○
5 衛生工事について、システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 機器の連動、警報の発報等について総合的に自主検査を行い、記録が整備されていること。	298 ○
6 空調工事について、システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 機器の連動、警報の発報等について総合的に自主検査を行い、記録が整備されていること。	299 ○
7 関連工事と機器配置の調整に必要な総合図等を作成し、内容が設計図書を満足している。	300 ○
8 設置器具の品質が良好で、傷や汚れがなく美観が良い。	301 ○
9 機器据付について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	302 ○
10 配管工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	303 ○
11 保温工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	304 ○
12 塗装工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	305 ○
13 土工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	306 ○
14 ダクト工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	307 ○
15 計装工事・自動制御工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	308 ○
16 耐震施工について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	309 ○
17 他許可業種の施工内容について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	310 ○
18 不可視部分となる品質確認のための工事写真が工事写真の撮り方等に基づき適切に整備されている。	311 ○
19 不可視部分となる品質確認のための自主検査記録等の施工管理記録が適切に整備されている。	312 ○

考查項目別運用表 考查項目順（上段：新規定 下段：運用）

連番 改定

20	●評価対象項目d 加減点＝-2.5点	314 ○
21	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	315 ○
22	●評価対象項目e 加減点＝-5点	316 ○
23	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	317 ○

3 電気設備工事, 通信設備工事, 受変電設備工事

●評価対象項目	318 ○
加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目12	
1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」であり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより評価を行う。(以下同じ)	319 ○
2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。	320 ○
3 品質確認記録の内容が、適切である。	321 ○
4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 機器の連動、警報の発報等について総合的に自主検査を行い、記録が整備されていること。	322 ○
5 関連工事と機器配置の調整に必要な総合図等を作成し、内容が設計図書を満足している。	323 ○
6 設置器具の品質が良好で、傷や汚れがなく美観が良い。	324 ○
7 機材及び施工の品質が操作性や安全性が考慮されており、良好である。	325 ○
8 配管、配線工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	326 ○
9 耐震施工について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	327 ○
10 他許可業種の施工について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	328 ○
11 不可視部分となる品質確認のための工事写真が工事写真の撮り方等に基づき適切に整備されている。	329 ○
12 不可視部分となる品質確認のための自主検査記録・工場試験等の施工管理記録が適切に整備されている。	330 ○
13 ●評価対象項目d 加減点 = -2.5点	332 ○
14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	333 ○
15 ●評価対象項目e 加減点 = -5点	334 ○
16 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	335 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

監督員

4 維持・修繕工事

	●評価対象項目 加減点＝5点×該当項目数÷全項目4	336 ○
1	常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。	337 ○
2	緊急的な作業に対し、迅速に対応している。	338 ○
3	監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。	339 ○
4	施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。	340 ○
5	●評価対象項目d 加減点＝-2.5点	345 ○
6	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	346 ○
7	●評価対象項目e 加減点＝-5点	347 ○
8	契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。	348 ○

1 コンクリート構造物工事

●評価対象項目	383 ○
加減点＝15点×該当項目数÷全項目13	
1 コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差σ(2～3N)を比較して、σの少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	384 ○
2 レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。 レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。	385 ○
3 レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	386 ○
4 施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。 構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。	387 ○
5 ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。 コンクリートの表面乾燥を防止し、水和反応が十分に進むまで養生したことを評価する。	388 ○
6 打ち継ぎ面では、レイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒を取り除き、表面を粗にし、十分に吸水させた。そしてこれを示す記録が残っている。 この作業を打継処理剤で代替することはできない。	389 ○
7 断面変化部の打設では、沈下ひび割れを防止するため、先行打設の沈下を待って後続の打設を行った。そしてこれを示す記録が残っている。 本項目の記録とは、打設作業の時刻が写し込まれた写真などが該当する(2019/3/8追加)。	390 ○
8 コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。 土木工事現場監督要領(H16.3.31)、農業土木工事現場監督要領(H12.9.20)により、PCポストテンション橋の場合は、有害物が付着していないことを監督職員が立ち合って確認しなければならない。その他の構造物については同要領の定めによる。	391 ○
9 鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。	392 ○
10 鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。	393 ○
11 コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。	394 ○
12 ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。 特別の養生とは、膜養生、ラップ養生、断熱性の高い型枠の使用など。	395 ○
13 進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd又はe評価とする)	396 ○
●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	398 ○
15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	399 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
16	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。	400 ○
17	●評価対象項目e 加減点＝-25点	401 ○
18	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	402 ○
19	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。	403 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

2 土工事（切土，盛土，築堤等工事）

	●評価対象項目 加減点＝15点×該当項目数÷全項目11	408 ○
1	雨水による崩壊を防止するために必要であると判断した場合に，自主的に表面排水（トレンチ等）を実施した。	409 ○
2	地山に勾配（4割より急）がある部分では，盛土を行う前に段切りを行って滑動を防止した。	410 ○
3	軟弱な粘性土の場合に，こね返しによる強度低下を回避するために掘削面以下を乱さないように注意して施工した。	411 ○
4	締固めは，含水比を計測しながら，又はプルーフローリングで確認しながら施工していることが確認できる。	412 ○
5	一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。	413 ○
6	芝や種子が雨水で流出しないように固定した。	414 ○
7	構造物周辺の締固めは，構造物に偏土圧をかけないように，薄層で左右均等に行った。	415 ○
8	土羽土には，現場の良質土を選んで用いた。	416 ○
9	土質試験に基づいて品質管理を行っていた。	417 ○
10	法面にゆがみや水平方向の亀裂がみられない。 滑動の兆候がないこと。	418 ○
11	伐開除根が十分で，盛土部に草木などの腐食物を巻き込んでいない。	419 ○
12	●評価対象項目d 加減点＝－12.5点	421 ○
13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	422 ○
14	●評価対象項目e 加減点＝－25点	423 ○
15	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	424 ○

3 護岸・根固・水制工事(港湾工事以外)

●評価対象項目	429 ○
加減点=15点×該当項目数÷全項目14	
1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。	430 ○
2 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。	431 ○
3 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。	432 ○
4 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	433 ○
5 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。	434 ○
6 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	435 ○
7 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	436 ○
8 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	437 ○
9 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。	438 ○
10 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。	439 ○
11 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。	440 ○
12 施工にあたって、床掘箇所湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。	441 ○
13 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	442 ○
14 進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd又はe評価とする)	443 ○
15 ●評価対象項目d	445 ○
加減点=-12.5点	
16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	446 ○
17 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。	447 ○
18 ●評価対象項目e	448 ○
加減点=-25点	
19 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	449 ○
20 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。	450 ○

4 鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	451 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	452 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	453 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	454 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	455 ○
5	【工場製作関係】	456 ○
6	鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。	457 ○
7	溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。	458 ○
8	溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	459 ○
9	溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。	460 ○
10	孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。	461 ○
11	欠陥部の発生が見られないことが確認できる。	462 ○
12	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。	463 ○
13	素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。	464 ○
14	塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。	465 ○
15	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。	466 ○
16	【架設関係】	468 ○
17	ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。	469 ○
18	ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。	470 ○
19	高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。	471 ○
20	高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。	472 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
21	支承の据付で、コンクリート面のチップング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。	473 ○
22	架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。	474 ○
23	架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。	475 ○
24	現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。	476 ○
25	現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。	477 ○
26	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	479 ○
27	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	480 ○
28	●評価対象項目e 加減点＝-25点	481 ○
29	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	482 ○

5 舗装工事

●ばらつきの程度	518 ○
品質を最も代表する管理値で判定する。	
1 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	519 ○
2 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	520 ○
3 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	521 ○
4 ●評価対象項目	522 ○
配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	
5 【路床・路盤工関係】	523 ○
6 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。	524 ○
7 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。	525 ○
8 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	526 ○
9 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。	527 ○
10 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。	528 ○
11 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。	529 ○
12 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。	530 ○
13 【アスファルト舗装工関係】	532 ○
14 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。	533 ○
15 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。	534 ○
16 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。	535 ○
17 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。	536 ○
18 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。	537 ○
19 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	538 ○
20 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。	539 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段：新規定 下段：運用）		連番 改定
21	密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	540 ○
22	【コンクリート舗装工関係】	542 ○
23	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差 σ (2~3N)を比較して、 σ の少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	543 ○
24	舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。	544 ○
25	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。 レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。	545 ○
26	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	546 ○
27	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。 構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。	547 ○
28	材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。	548 ○
29	チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。	549 ○
30	●評価対象項目d 加減点=-12.5点	551 ○
31	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	552 ○
32	●評価対象項目e 加減点=-25点	553 ○
33	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	554 ○

6 法面工事

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	555 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	556 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	557 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	558 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	559 ○
5	【共通】	560 ○
6	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)	561 ○
7	施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。	562 ○
8	盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。	563 ○
9	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。	564 ○
10	【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】	566 ○
11	土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。	567 ○
12	ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。	568 ○
13	ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。	569 ○
14	吹付け厚さが均等であることが確認できる。	570 ○
15	使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	571 ○
16	施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。	572 ○
17	【コンクリート又はモルタル吹付工関係】	574 ○
18	使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	575 ○
19	金網の重ね幅が所定であることが確認できる。	576 ○
20	金網が破損を生じていないことが確認できる。	577 ○

7 基礎工事及び地盤改良工事

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	598 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	599 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	600 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	601 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	602 ○
5	【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】	603 ○
6	杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。	604 ○
7	既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。	605 ○
8	杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。	606 ○
9	水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。	607 ○
10	溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	608 ○
11	支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。	609 ○
12	場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。	610 ○
13	掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。	611 ○
14	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。 特別の養生とは、膜養生、ラップ養生、断熱性の高い型枠の使用など。	612 ○
15	ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。	613 ○
16	裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。	614 ○
17	強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。	615 ○
18	【地盤改良関係】	617 ○
19	改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	618 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
20	セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。	619 ○
21	事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。	620 ○
22	施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。	621 ○
23	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	623 ○
24	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	624 ○
25	●評価対象項目e 加減点＝-25点	625 ○
26	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	626 ○

8 海岸工事

●評価対象項目	631 ○
加減点＝15点×該当項目数÷全項目8	
1 ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。 コンクリートの表面乾燥を防止し、水和反応が十分に進むまで養生したことを評価する。	632 ○
2 施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。 構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。	633 ○
3 レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	634 ○
4 レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。 レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。	635 ○
5 コンクリートブロックの据付にあたり、損傷や緩みがないように施工している。	636 ○
6 基礎部分の洗掘が生じないよう、捨石を堅固に均している。	637 ○
7 養浜砂を決定するにあたり、現地の砂の密度及び粒度分布を計測し、養浜砂が域外へ流出しないようにしている。	638 ○
8 自然石を利用して海岸環境の景観を改善している。 創意工夫のNo16(自主的に、特殊な工法や材料を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった)でも加点される。	639 ○
●評価対象項目d	641 ○
加減点＝-12.5点	
10 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	642 ○
●評価対象項目e	643 ○
加減点＝-25点	
12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	644 ○

9 コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)

●評価対象項目		649 ○
加減点＝15点×該当項目数÷全項目18		
1	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差σ(2～3N)を比較して、σの少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	650 ○
2	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。 レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。	651 ○
3	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	652 ○
4	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。 構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。	653 ○
5	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。 コンクリートの表面乾燥を防止し、水和反応が十分に進むまで養生したことを評価する。	654 ○
6	断面変化部の打設では、沈下ひび割れを防止するため、先行打設の沈下を待って後続の打設を行った。そしてこれを示す記録が残っている。 本項目の記録とは、打設作業の時刻が写し込まれた写真などが該当する(2019/3/8追加)。	655 ○
7	鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	656 ○
8	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。 土木工事現場監督要領(H16.3.31)、農業土木工事現場監督要領(H12.9.20)により、PCポストテンション橋の場合は、有害物が付着していないことを監督職員が立ち合って確認しなければならない。その他の構造物については同要領の定めによる。	657 ○
9	鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。	658 ○
10	鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。	659 ○
11	コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。	660 ○
12	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。 特別の養生とは、膜養生、ラップ養生、断熱性の高い型枠の使用など。	661 ○
13	プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	662 ○
14	使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。	663 ○
15	PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	664 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
16	プレストレス時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	665 ○
17	コンクリートの圧縮強度の確認を、コンクリート標準示方書に基づいて行った。	666 ○
18	進行性又は有害なクラックが無い。（「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする）	667 ○
19	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	669 ○
20	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	670 ○
21	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。	671 ○
22	●評価対象項目e 加減点＝-25点	672 ○
23	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	673 ○
24	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。	674 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

10 塗装工事

	●評価対象項目 加減点＝15点×該当項目数÷全項目9	679 ○
1	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。	680 ○
2	下地処理を入念に実施していることが確認できる。	681 ○
3	天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。	682 ○
4	塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。	683 ○
5	被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。	684 ○
6	塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。	685 ○
7	塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。	686 ○
8	各塗装工程の工程間隔時間が適切に確保されていることが確認できる。	687 ○
9	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。	688 ○
10	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	690 ○
11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	691 ○
12	●評価対象項目e 加減点＝-25点	692 ○
13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	693 ○

11 トンネル工事

●評価対象項目	698 ○
加減点＝15点×該当項目数÷全項目14	
1 コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差σ(2～3N)を比較して、σの少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	699 ○
2 レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。 レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。	700 ○
3 レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	701 ○
4 施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。 構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。	702 ○
5 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	703 ○
6 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。	704 ○
7 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	705 ○
8 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。	706 ○
9 金網の継ぎ目を所定の幅で重ね合わせて施工したことが確認できる。	707 ○
10 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが所定の厚さで地山と密着するよう施工したことが確認できる。	708 ○
11 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。	709 ○
12 ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	710 ○
13 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。	711 ○
14 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎが同一線上で施工していないことが確認できる。	712 ○
15 ●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	714 ○
16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	715 ○
17 ●評価対象項目e 加減点＝-25点	716 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

12 植栽工事

	●評価対象項目 加減点＝15点×該当項目数÷全項目8	722 ○
1	活着が促されるよう管理していることが確認できる。	723 ○
2	樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。	724 ○
3	樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。	725 ○
4	施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。	726 ○
5	肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。	727 ○
6	植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。	728 ○
7	添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。	729 ○
8	樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。	730 ○
9	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	732 ○
10	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	733 ○
11	●評価対象項目e 加減点＝-25点	734 ○
12	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	735 ○

13 防護柵(網)・標識・区画線等設置工事

●評価対象項目(+15点～0点) ※主たる工事のいずれかで評価を行う。		736 ○
1	【防護柵(網) ※主たる工種のみ評価する。】 加減点=15点×該当項目数÷全項目7	737 ○
2	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。	738 ○
3	防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。	739 ○
4	防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。	740 ○
5	防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。	741 ○
6	防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	742 ○
7	ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。	743 ○
8	ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。	744 ○
9	【標 識 ※主たる工種のみ評価する。】 加減点=15点×該当項目数÷全項目5	745 ○
10	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。	746 ○
11	防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。	747 ○
12	防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。	748 ○
13	防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。	749 ○
14	基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。	750 ○
15	【区画線 ※主たる工種のみ評価する。】 加減点=15点×該当項目数÷全項目8	751 ○
16	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。	752 ○
17	ペイント式(常温式)区画線に使用する溶剤の使用量が、所定の濃度であった。	753 ○
18	区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	754 ○
19	区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	755 ○
20	区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。	756 ○

連番 改定

39

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

14 維持工事（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）

	●評価対象項目 加減点＝15点×該当項目数÷全項目4	790 ○
1	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。	791 ○
2	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	792 ○
3	監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	793 ○
4	緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。	794 ○
5	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	799 ○
6	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	800 ○
7	●評価対象項目e 加減点＝-25点	801 ○
8	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	802 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

15 修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）

	●評価対象項目 加減点＝15点×該当項目数÷全項目4	803 ○
1	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。	804 ○
2	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	805 ○
3	監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	806 ○
4	施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。	807 ○
5	●評価対象項目d 加減点＝－12.5点	812 ○
6	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	813 ○
7	●評価対象項目e 加減点＝－25点	814 ○
8	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	815 ○

16 機械設備工事

●評価対象項目	816 ○
加減点＝15点×該当項目数÷全項目19	
1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」であり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより評価を行う。(以下同じ)	817 ○
2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	818 ○
3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。	819 ○
4 衛生工事について、品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	820 ○
5 空調工事について、品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	821 ○
6 衛生工事について、施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。	822 ○
7 空調工事について、施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。	823 ○
8 耐震施工について、施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。	824 ○
9 他許可業種の施工について、施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。	825 ○
10 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 各種測定値等が現場条件を勘案して優れた結果であること。	826 ○
11 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 機器の連動、警報の発報等について総合的に自主検査を行い、記録が整備されていること。	827 ○
12 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 設計図書を満足していることを確認するために、要点を整理して確認作業を行っていること。	828 ○
13 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。	829 ○
14 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 施工中の各種段階検査が計画的に行われ、結果が良好であること。	830 ○
15 バルブ類の平時の状態表示又は計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示してある。	831 ○
16 機器の配置について、点検・交換作業を容易にできるよう工夫している。	832 ○
17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。また、操作制御設備の安全装置等が承諾図書のとおり機能している。	833 ○
18 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品並びに箇所を明示している。	834 ○
19 設備の取扱説明書を維持管理に配慮して工夫している。	835 ○

考查項目別運用表 考查項目順（上段：新規定 下段：運用）

連番 改定

20	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	837 ○
21	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	838 ○
22	●評価対象項目e 加減点＝-25点	839 ○
23	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	840 ○

17 電気設備工事

●評価対象項目	841 ○
加減点＝15点×該当項目数÷全項目12	
1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	842 ○
品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」であり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより評価を行う。(以下同じ)	
2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	843 ○
3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。	844 ○
4 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	845 ○
5 施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。	846 ○
6 他許可業種の施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。	847 ○
7 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。	848 ○
各種測定値等が現場条件を勘案して優れた結果であること。	
8 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。	849 ○
機器の連動、警報の発報等について総合的に自主検査を行い、記録が整備されていること。	
9 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。	850 ○
設計図書を満足していることを確認するために、要点を整理して確認作業を行っていること。	
10 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。	851 ○
11 中間検査や既済検査でのチェックリストの工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	852 ○
施工中の各種段階検査が計画的に行われ、結果が良好であること。	
12 完成図書で定期的点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。	853 ○
13 ●評価対象項目d	855 ○
加減点＝-12.5点	
14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	856 ○
15 ●評価対象項目e	857 ○
加減点＝-25点	
16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	858 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

18 通信設備工事・受変電設備工事

	●評価対象項目 加減点＝15点×該当項目数÷全項目12	859 ○
1	機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」であり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより評価を行う。（以下同じ）	860 ○
2	施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	861 ○
3	機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。	862 ○
4	品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	863 ○
5	施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。	864 ○
6	他許可業種の施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。	865 ○
7	施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 各種測定値等が現場条件を勘案して優れた結果であること。	866 ○
8	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 機器の連動、警報の発報等について総合的に自主検査を行い、記録が整備されていること。	867 ○
9	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 設計図書を満足していることを確認するために、要点を整理して確認作業を行っていること。	868 ○
10	不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。	869 ○
11	中間検査や既済検査でのチェックリストの工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 施工中の各種段階検査が計画的に行われ、結果が良好であること。	870 ○
12	完成図書で定期的点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。	871 ○
13	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	873 ○
14	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	874 ○
15	●評価対象項目e 加減点＝-25点	875 ○
16	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	876 ○

19 管水路工事

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	1114 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	1115 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	1116 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	1117 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。(2018年12月3日訂正)	1118 ○
5	要求される材料・部品の品質が確保されていることが確認できる。	1119 ○
6	要求される製品の性能が確保されていることが確認できる。	1120 ○
7	使用される材料・部品・製品等が、納入から施工されるまで適切に保管されている。	1121 ○
8	埋戻しの層毎に厚さ・幅、及び締固めが適切であることが確認ができる。	1122 ○
9	管の埋設深、中心線の通り及び埋設位置が適切であることが確認ができる。	1123 ○
10	弁類、機器等の設置位置並びに施工が適切であることが確認ができる。	1124 ○
11	管接合面の適切な処理がなされ、接合(ジョイント間隔等)も適切な施工であることが確認ができる。	1125 ○
12	付帯施設(スラストブロックなど)が適切に施工されていることが確認ができる。	1126 ○
13	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差 σ (2~3N)を比較して、 σ の少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	1127 ○
14	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。	1128 ○
15	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	1129 ○
16	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。	1130 ○
17	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。 コンクリートの表面乾燥を防止し、水和反応が十分に進むまで養生したことを評価する。	1131 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
18	打ち継ぎ面では、レイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒を取り除き、表面を粗にし、十分に吸水させた。そしてこれを示す記録が残っている。	1132 ○
19	断面変化部の打設では、沈下ひび割れを防止するため、先行打設の沈下を待って後続の打設を行った。そしてこれを示す記録が残っている。 本項目の記録とは、打設作業の時刻が写し込まれた写真などが該当する(2019/3/8追加)。	1133 ○
20	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。	1134 ○
21	鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。	1135 ○
22	コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。	1136 ○
23	通水試験が適切に実施され、試験結果が整理されていることが確認できる。	1137 ○
24	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	1139 ○
25	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	1140 ○
26	●評価対象項目e 加減点＝-25点	1141 ○
27	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	1142 ○

20 畑地かんがい

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	1143 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	1144 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	1145 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	1146 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。(2018年12月3日訂正)	1147 ○
5	要求される材料・部品の品質が確保されていることが確認できる。	1148 ○
6	要求される製品の性能が確保されていることが確認できる。	1149 ○
7	埋戻しの層毎に厚さ・幅、及び締固めの状況が確認できる。	1150 ○
8	管の埋設深、中心線の通り及び埋設位置が適切であることが確認ができる。	1151 ○
9	弁類、機器等の設置位置並びに施工が適切であることが確認ができる。	1152 ○
10	管接合面の適切な処理がなされ、接合(ジョイント間隔等)も適切な施工であることが確認ができる。	1153 ○
11	付帯施設(スラストブロックなど)が適切に施工されていることが確認ができる。	1154 ○
12	施工前後に必要な水圧が確保されているか確認し、監督員に報告している。	1155 ○
13	散水機器の適切な散水状況が確認できる。	1156 ○
14	●評価対象項目d 加減点=-12.5点	1158 ○
15	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	1159 ○
16	●評価対象項目e 加減点=-25点	1160 ○
17	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	1161 ○

21 ほ場整備工事

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	1162 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	1163 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	1164 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	1165 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	1166 ○
5	【一般事項関係】	1167 ○
6	施工区域内の地表水及び地下水を排除するよう工夫し、過湿な土質状態を回避して土工を行っている	1168 ○
7	【整地関係】	1169 ○
8	表土中の石礫、植物根等が、営農の障害とならないよう丁寧に除去されている。	1170 ○
9	表土はぎ取り、基盤切盛、基盤整地が、適切に施工されていることが確認できる。	1171 ○
10	表土整地が適切に施工されており、表土厚さが均一に確保されていることが確認できる。	1172 ○
11	畦畔が適切に締固められ、表面の仕上げや通りが良い。	1173 ○
12	基盤整地における盛土部分の適切な転圧状況が確認できる。	1174 ○
13	切土・盛土法面が適正な勾配で仕上がり、法面の安定が確保されている。	1175 ○
14	ほ場法面は、雑物の混入、クラック等がないよう丁寧に表面を仕上げてあり、面の通りが良い。	1176 ○
15	進入路は、道路との高低差を考慮し、営農、安全性に配慮して適切に施工されている。	1177 ○
16	湧水処理、暗渠排水が適切に施工され、表土面での湿潤状態が確認されない。	1178 ○
17	【道路関係】	1180 ○
18	道路の縦断勾配を工夫し、ほ場への乗入れや、地区外との取付に配慮した施工である	1181 ○
19	道路築立における盛土部分の適正な転圧状況が確認できる。	1182 ○
20	法面は、雑物の混入、クラック等がなく、表面の仕上げや通りが良い。	1183 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
21	道路面は、表面の仕上げや通りが良い。	1184 ○
22	【用排水路関係】	1186 ○
23	通水能力の範囲内で縦断勾配を工夫し、用水取入れや、排水効果に配慮した施工である	1187 ○
24	水路のコンクリート表面に、クラックや欠損・損傷等が無いことが確認できる。	1188 ○
25	用水取水工、ほ場排水工とパイプ等の取付部は、モルタル等で適切に接合されていることが確認できる。	1189 ○
26	伸縮目地、止水板等、接合部が適切に施工されていることが確認できる。	1190 ○
27	水路構造物の埋戻しは、適正に締固められていることが確認できる。	1191 ○
28	水路法面は、雑物の混入、クラック等がなく、表面の仕上げや通りが良い。	1192 ○
29	用水取水工、ほ場排水工は、日常の管理及び営農に配慮して適切な位置に設置されている	1193 ○
30	【二次製品関係】	1196 ○
31	製品等の規格・寸法が材料承認を受けた製品等で、欠損・損傷等がないことが確認できる。	1197 ○
32	ブロック積コンクリートの胴込め・裏込めコンクリートが適切に施工されていることが確認できる。	1198 ○
33	二次製品据付において、敷モルタル等の適正な施工で一点支持でないことが確認できる。	1199 ○
34	製品の設置基面が平滑に仕上げられており、安定して据え付けられていることが確認できる。	1200 ○
35	基礎工、裏込め工、接合モルタル等が適切に施工されていることが確認できる。	1201 ○
36	●評価対象項目d 加減点＝－12.5点	1203 ○
37	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	1204 ○
38	●評価対象項目e 加減点＝－25点	1205 ○
39	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	1206 ○

22 農道工事(舗装工事以外)

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	1207 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	1208 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	1209 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	1210 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	1211 ○
5	【土工関係】	1212 ○
6	悪天候や地下水等による現場への影響を防止する対策を提案し実施したことが確認できる。	1213 ○
7	盛土部の地山段切りや、支障となる根株等の処理が適切になされていることが確認できる。	1214 ○
8	路床置換工の掘削に当たり、路床面以下を乱さないように丁寧に重に行われていることが確認できる。	1215 ○
9	路体、路床における盛土部分の適切な転圧状況が確認できる。	1216 ○
10	切土・盛土法面が適正な勾配で仕上がり、法面の安定が確保されている	1217 ○
11	法面は、雑物の混入、クラック等がなく、表面の仕上げや通りが良い。	1218 ○
12	構造物等の埋戻しは、適切に締固められていることが確認できる。	1219 ○
13	土砂流出防止対策を行い下流域の環境保全を図って施工したことが確認できる。	1220 ○
14	【コンクリート構造物関係】	1222 ○
15	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差σ(2~3N)を比較して、σの少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	1223 ○
16	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。	1224 ○
17	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	1225 ○
18	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。	1226 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段：新規定 下段：運用）		連番 改定
19	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれ を示す記録が残っている。 コンクリートの表面乾燥を防止し、水和反応が十分に進むまで養生したことを評価する。	1227 ○
20	打ち継ぎ面では、レイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒を取り除き、表面を粗にし、十 分に吸水させた。そしてこれを示す記録が残っている。	1228 ○
21	断面変化部の打設では、沈下ひび割れを防止するため、先行打設の沈下を待って後続の打設を 行った。そしてこれを示す記録が残っている。 本項目の記録とは、打設作業の時刻が写し込まれた写真などが該当する(2019/3/8追加)。	1229 ○
22	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認 できる記録が残っている。	1230 ○
23	鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。 そしてこれを示す記録が残っている。	1231 ○
24	鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十 分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。	1232 ○
25	コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は 躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。	1233 ○
26	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の 養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。 特別の養生とは、膜養生、ラップ養生、断熱性の高い型枠の使用など。	1234 ○
27	進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた 場合は状況に応じてd 又はe 評価とする)	1235 ○
28	【路床・路盤工関係】	1237 ○
29	設計図書に定められた試験方法で現場CBR値を測定していることが確認できる。	1238 ○
30	路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。	1239 ○
31	路体・路床工の施工において、密度試験等により品質を確保していることが確認できる。	1240 ○
32	路床盛土において、一層の仕上がり厚さを20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していること が確認できる。	1241 ○
33	路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機 械により施工していることが確認できる。	1242 ○
34	路盤の施工に先立ち、路床面、下層路盤面の浮石及び有害物を除去してから施工していることが 確認できる。	1243 ○
35	路盤の現場密度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	1244 ○
36	特別仕様書の規定により実施した平板載荷試験が、仕様を満足していることが確認できる。	1245 ○
37	路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。	1246 ○
38	【アスファルト舗装関係】	1248 ○
39	アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類によ り確認できる。	1249 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
60	【法面工関係】	1273 ○
61	土壌試験の結果を施工に反映させて施工していることが確認できる。	1274 ○
62	使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	1275 ○
63	ラス張り等が隙間無く施工され、重ね幅が確保されていることが確認できる。	1276 ○
64	気温、降水等に配慮し適切な時期に施工を行い、吹付材料や種子等の定着が確認できる。	1277 ○
65	吹付け厚さが均一であることが確認できる。	1278 ○
66	●評価対象項目d 加減点＝－12.5点	1280 ○
67	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	1281 ○
68	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。	1282 ○
69	●評価対象項目e 加減点＝－25点	1283 ○
70	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	1284 ○
71	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。	1285 ○

23 ため池工事

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	1286 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	1287 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	1288 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	1289 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	1290 ○
5	【堤体工関係】	1291 ○
6	基礎地盤の処理は仕様書に基づき適切に施工されていることが確認できる。	1292 ○
7	地表水及び地下水を排除するよう工夫し、適切な土質状態で土工を行っていることが確認できる	1293 ○
8	築堤材料は適切な土質状態で、確実に締固め作業を行っていることが確認できる。	1294 ○
9	湧水処理は堤体や構造物に悪影響を与えないよう適切に施工されていることが確認できる。	1295 ○
10	地山や構造物との接続部は、確実な締固めを行っていることが確認できる。	1296 ○
11	旧底樋の処理は適切に行われていることが確認できる。	1297 ○
12	土質材料の品質管理は、施工中の適切な時期に確実に実施されていることが確認できる。	1298 ○
13	土質材料の締固め試験、土粒子の密度試験と施工中の土の含水比試験、現場密度試験の値が、要求する仕様を満足していることが確認できる。	1299 ○
14	施設の総合性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	1300 ○
15	土砂流出防止対策を行い下流域の環境保全を図って施工したことが確認できる。	1301 ○
16	【コンクリート構造物関係】	1303 ○
17	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差 σ (2~3N)を比較して、 σ の少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	1304 ○
18	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。	1305 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段：新規定 下段：運用）		連番 改定
19	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤（JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加）を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	1306 ○
20	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。	1307 ○
21	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。 コンクリートの表面乾燥を防止し、水和反応が十分に進むまで養生したことを評価する。	1308 ○
22	打ち継ぎ面では、レイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒を取り除き、表面を粗にし、十分に吸水させた。そしてこれを示す記録が残っている。	1309 ○
23	断面変化部の打設では、沈下ひび割れを防止するため、先行打設の沈下を待って後続の打設を行った。そしてこれを示す記録が残っている。 本項目の記録とは、打設作業の時刻が写し込まれた写真などが該当する（2019/3/8追加）。	1310 ○
24	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。	1311 ○
25	鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。	1312 ○
26	鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。	1313 ○
27	コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。	1314 ○
28	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。 特別の養生とは、膜養生、ラップ養生、断熱性の高い型枠の使用など。	1315 ○
29	進行性又は有害なクラックが無い。（「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする）	1316 ○
30	土砂流出防止対策を行い下流域の環境保全を図って施工したことが確認できる。	1317 ○
31	【二次製品関係】	1319 ○
32	製品等の規格・寸法が材料承認を受けた製品等で、欠損・損傷等がないことが確認できる。	1320 ○
33	水路のコンクリート表面に、クラックや欠損・損傷等が無いことが確認できる。	1321 ○
34	目地からの漏水や通水障害が発生しないよう、接合部が適切に施工されていることが確認できる。	1322 ○
35	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	1324 ○
36	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	1325 ○
37	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。	1326 ○
38	●評価対象項目e 加減点＝-25点	1327 ○

考查項目別運用表 考查項目順（上段：新規定 下段：運用）

連番 改定

- 39 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 1328 ○
- 40 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。 1329 ○

24 用排水路工事

●ばらつきの程度	1330 ○
品質を最も代表する管理値で判定する。	
1 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	1331 ○
2 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	1332 ○
3 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	1333 ○
4 ●評価対象項目	1334 ○
配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	
5 コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。	1335 ○
配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差 σ (2~3N)を比較して、 σ の少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	
6 レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。	1336 ○
7 レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。	1337 ○
特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	
8 施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。	1338 ○
9 ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。	1339 ○
コンクリートの表面乾燥を防止し、水和反応が十分に進むまで養生したことを評価する。	
10 打ち継ぎ面では、レイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒を取り除き、表面を粗にし、十分に吸水させた。そしてこれを示す記録が残っている。	1340 ○
11 断面変化部の打設では、沈下ひび割れを防止するため、先行打設の沈下を待って後続の打設を行った。そしてこれを示す記録が残っている。	1341 ○
本項目の記録とは、打設作業の時刻が写し込まれた写真などが該当する(2019/3/8追加)。	
12 コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。	1342 ○
13 鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。	1343 ○
14 鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。	1344 ○
15 伸縮目地、止水板等、接合部が適切に施工されていることが確認できる。	1345 ○
16 コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。	1346 ○
17 ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。	1347 ○
特別の養生とは、膜養生、ラップ養生、断熱性の高い型枠の使用など。	

考査項目別運用表 考査項目順（上段：新規定 下段：運用）		連番 改定
18	製品等の規格・寸法が材料承認を受けた製品等で、欠損・損傷等がないことが確認できる。	1348 ○
19	基礎工、裏込め工、接合モルタル等が適切に施工されていることが確認できる。	1349 ○
20	水路及び構造物の埋戻しは、適正に締固められていることが確認できる。	1350 ○
21	水路法面は、雑物の混入、クラック等がなく、表面の仕上げや通りが良い。	1351 ○
22	用水取水工、ほ場排水工のパイプ等の取付部は、モルタル等で適切に接合されていることが確認できる。	1352 ○
23	用水取水工、ほ場排水工は、日常の管理及び営農に配慮して適切な位置に設置されている	1353 ○
24	進行性又は有害なクラックが無い。（「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする）	1354 ○
25	土砂流出防止対策を行い下流域の環境保全を図って施工したことが確認できる。	1355 ○
26	現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組み、品質の良さが確認できる。	1356 ○
27	●評価対象項目d 加減点＝－12.5点	1358 ○
28	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	1359 ○
29	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。	1360 ○
30	●評価対象項目e 加減点＝－25点	1361 ○
31	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	1362 ○
32	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。	1363 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

25 山腹工

	●評価対象項目 加減点＝15点×該当項目数÷全項目9	1364 ○
1	仕様書等で定められている品質管理が実施されている。	1365 ○
2	材料の規格にばらつきがない。	1366 ○
3	各工種の施工に適した法面整形, 階段切付が行われており, 障害となる根株, 転石等が除去されている。	1367 ○
4	山腹工が雨水等により被災されないような排水対策が実施されている。	1368 ○
5	端部における地山とのすりつけが馴染みよく施工されていることが確認できる。	1369 ○
6	植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。	1370 ○
7	植栽木に損傷や病虫害がなく, 植栽, 施肥の施工にあたり, 苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。	1371 ○
8	背面土の流出防止に配慮した施工がなされている。	1372 ○
9	各工種の特徴, 要点を理解し, 施工に創意工夫が見られる。	1373 ○
10	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	1375 ○
11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	1376 ○
12	●評価対象項目e 加減点＝-25点	1377 ○
13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	1378 ○

26 治山工事

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	2900 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	2901 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	2902 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	2903 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	2904 ○
5	【山腹工関係】	3000 ○
6	山腹工が設計図書及び仕様書どおりに実施されている。	3001 ○
7	山腹工が雨水等により被災されないような排水対策が実施されている。	3002 ○
8	端部における地山とのすりつけが馴染みよく施工されていることが確認できる。	3003 ○
9	植栽木に損傷や病虫害がなく、植栽、施肥の施工にあたり、苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。	3004 ○
10	各工種の特徴、要点を理解し、施工が実施されているか。	3005 ○
11	【コンクリート構造物関係】	3007 ○
12	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差 σ (2~3N)を比較して、 σ の少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	3008 ○
13	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。	3009 ○
14	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	3010 ○
15	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。	3011 ○
16	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。 コンクリートの表面乾燥を防止し、水和反応が十分に進むまで養生したことを評価する。	3013 ○
17	打ち継ぎ面では、レイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒を取り除き、表面を粗にし、十分に吸水させた。そしてこれを示す記録が残っている。	3014 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
18	断面変化部の打設では、沈下ひび割れを防止するため、先行打設の沈下を待って後続の打設を行った。そしてこれを示す記録が残っている。 本項目の記録とは、打設作業の時刻が写し込まれた写真などが該当する(2018/3/8追加)。	3015 ○
19	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。	3016 ○
20	鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。	3017 ○
21	コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。	3018 ○
22	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。 特別の養生とは、膜養生、ラップ養生、断熱性の高い型枠の使用など。	3019 ○
23	進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd又はe評価とする)	3020 ○
24	【水路関係】	3022 ○
25	製品等の規格・寸法が材料承認を受けた製品等で、欠損・損傷等がないことが確認できる。	3023 ○
26	施工基面が入念な施工で、平滑に仕上げられていることが確認できる。	3024 ○
27	二次製品据付において、適正な施工で一点支持でないことが確認できる。	3025 ○
28	基礎工等が適正かつ確実に施工されていることが確認できる。	3026 ○
29	水路等は、勾配や曲線、小段から縦溝への落とし込み等、馴染みよく施工されているか。	3027 ○
30	【落石防止工関係】	3029 ○
31	立木の伐採及び残存作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。	3030 ○
32	アンカー設置について、設置地山の変異が生じないよう設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	3031 ○
33	土中用打込アンカーについて、斜面の直角方向に打込んでいることが確認できる。	3032 ○
34	岩盤用アンカーボルトの充填について、設計図書に基づき確実に施工されていることが確認できる。	3033 ○
35	アンカーの強度について、現場施工試験が行われ設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	3034 ○
36	ワイヤーロープと金網の連結が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	3035 ○
37	金網の設置について、重ね幅が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	3036 ○
38	支柱基礎について、周辺の地盤を緩めることなく、かつ滑動しないよう定着されていることが確認できる。	3037 ○

連番 改定

63

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
60	【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】	3062 ○
61	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。	3063 ○
62	施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。	3064 ○
63	使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	3065 ○
64	アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。	3066 ○
65	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤（JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加）を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	3067 ○
66	枠内に空隙が無いことが確認できる。	3068 ○
67	層間にはく離が無いことが確認できる。	3069 ○
68	不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。	3070 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

1 コンクリート構造物工事, 砂防構造物工事, 海岸工事, トンネル工事

●評価対象項目 1396 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目6

1 欠損, 粗骨材の露出がない。 1397 ○

2 コンクリートの沈下に起因するひび割れがない。 1398 ○

3 コンクリートの水和熱に起因するひび割れがない。 1399 ○

4 コンクリートの収縮に起因するひび割れがない。 1400 ○

5 鉄筋コンクリートの場合は, 鉄筋に達するひび割れがない。 1401 ○

6 打継目が一体化しており, この部分の補修の必要がない。 1402 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

2 土工事(盛土・築堤工事等)

●評価対象項目		1403 ○
加減点＝5点×該当項目数÷全項目5		
1	締固めが良好で沈下が終息している。	1404 ○
2	勾配変化点の処理がスムーズである。	1405 ○
3	将来の沈下を見越した天端の上げ越し高が適正である。	1406 ○
4	構造物へのすりつけがスムーズである。	1407 ○
5	法面のふくれ、亀裂、浸出水がない。	1408 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

3 切土工事

●評価対象項目 1409 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目7

1 規定された勾配が確保されている。 1410 ○

2 切土法面に浮き石や根株などが残っていない。 1411 ○

3 切土と盛土の接続部では、すり付け切土（勾配1:4）を行い、支持力の急変を防いでいる。 1412 ○

4 完成後の通常の雨によって法面が損傷することを防止するための簡易な処理（局所的なブルーシート養生等）がなされている。 1413 ○

5 構造物へのすりつけがスムーズである。 1414 ○

6 雨水や滲出水による法面浸食がみられない。 1415 ○

7 残土及び伐木の処理が適正である。 1416 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

4 護岸・根固・水制工事

●評価対象項目 1417 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目5

1 ブロックが整積みの場合は空隙がない。乱積みの場合は空隙が均一である。 1418 ○

2 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 1419 ○

3 天端及び端部の仕上げが良い。 1420 ○

4 既設構造物とのすりつけが良い。 1421 ○

5 水衝部を有効に保護している。 1422 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

5 鋼橋工事

●評価対象項目 1423 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目5

1 補修を要する箇所がなかった。 1424 ○

2 部材表面に傷及び錆が無い。 1425 ○

3 溶接に均一性がある。 1426 ○

4 塗装に均一性がある。 1427 ○

5 ボルト部の防食処理が十分である。 1428 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

6 地すべり防止工事

●評価対象項目 1429 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目4

1 地山との取り合いが良い。 1430 ○

2 天端、端部の仕上げが良い。 1431 ○

3 不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。 1432 ○
 不可視部分は全域を撮影しなければならない。動画でもよい。

4 排水ボーリングの場合は排水量が安定している。アンカー工の場合はアンカー群の引張力のバラツキが少ない。抑止杭工の場合は滑動が終息している。 1433 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

7 舗装工事

●評価対象項目 1434 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目6

1 舗装の平坦性が良い。 1435 ○

2 表面の骨材の空隙が均一で密実である。 1436 ○

3 端部処理が良い。 1437 ○

4 構造物へのすりつけ等が良い。 1438 ○

5 雨水処理が良い。 1439 ○

6 乳剤や合材による周辺の汚れがない。 1440 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

8 法面工事

●評価対象項目 1441 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目4

1 地山形状に無理なく密着している。 1442 ○

2 植生、吹付等の状態が均一である。 1443 ○

3 端部処理が良い。 1444 ○

4 植生工の場合は発芽が均一である。モルタル吹付の場合は厚みが均一である。構造物の場合は補修を要するひび割れがない。 1445 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

9 基礎工事(地盤改良等を含む)

●評価対象項目	1446 ○
加減点＝5点×該当項目数÷全項目4	
1 地盤支持力が均一である。	1447 ○
2 埋戻土の締固め度が良い。	1448 ○
3 端部及び天端の仕上げが良い。	1449 ○
4 不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。 不可視部分は全域を撮影しなければならない。動画でもよい。	1450 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

10 コンクリート橋上部工事

●評価対象項目 1453 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目6

1 欠損，粗骨材の露出がない。 1454 ○

2 コンクリートの沈下に起因するひび割れがない。 1455 ○

3 コンクリートの水和熱に起因するひび割れがない。 1456 ○

4 支承部の天端に水溜りができないように，水勾配をつけている。 1457 ○

5 コンクリートの収縮に起因するひび割れがない。 1458 ○

6 打継目が一体化しており，この部分の補修の必要がない。 1459 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

11 塗装工事(工場塗装を除く)

●評価対象項目 1460 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目5

1 塗装の均一性が良い。 1461 ○

2 細部まできめ細かな施工がされている。 1462 ○

3 補修を要する箇所がなかった。 1463 ○

4 下地処理が良好である。 1464 ○

5 色むらがみられない。 1465 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

12 植栽工事

●評価対象項目

加減点＝5点×該当項目数÷全項目4

1466 ○

1 樹木の活着状況が良い。

1467 ○

2 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。

1468 ○

3 強風に対する備えが十分である。

1469 ○

4 樹種の取り合わせ, 配置のバランスがよい。

1470 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

13 防護柵(網)工事

●評価対象項目 1471 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目6

1 法線の出入りが目立たない。 1472 ○

2 端部処理が良い。 1473 ○

3 部材表面に傷及び錆が無い。 1474 ○

4 既設構造物等とのすりつけが良い。 1475 ○

5 きめ細やかに施工されている。 1476 ○

6 基礎の根入れが十分である。 1477 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

14 標識工事

●評価対象項目 1478 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目5

1 既設の標識や信号機との干渉を回避して設置している。 1479 ○

2 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 1480 ○

3 標識板の支柱に変色が無い。 1481 ○

4 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 1482 ○

5 標識板の文字のバランスや色がよい。 1483 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

15 区画線工事

●評価対象項目 1484 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目5

1 塗料の塗布が均一である。 1485 ○

2 視認性が良い。 1486 ○

3 接着状態が良い。 1487 ○

4 施工前の清掃が入念に実施されている。 1488 ○

5 現地に合わせて、車両の動線が滑らかになるように作図されている。 1489 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

16 機械設備工事

●評価対象項目	1490 ○
加減点＝5点×該当項目数÷全項目5	
1 端部や貫通部分の処理等について、きめ細やかな施工がなされている。	1491 ○
出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により評価を行う。(以下同じ)	
2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	1492 ○
外構のすりつけ、色彩計画等について関係者と協議し、問題が無いこと。	
3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。	1493 ○
試験成績書、総合試運転結果等により、目的物としての機能が良好であることが確認出来ること。	
4 施設の長寿命化又は維持管理を軽減するために有効な対策を検討し、監督員に提案した。	1494 ○
5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。	1495 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

17 電気設備工事

●評価対象項目	1496 ○
加減点＝5点×該当項目数÷全項目6	
1 配線や貫通部分の処理等について、きめ細やかな施工がなされている。	1497 ○
出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により評価を行う。(以下同じ)	
2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	1498 ○
外構のすりつけ、色彩計画等について関係者と協議し、問題が無いこと。	
3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。	1499 ○
試験成績書、総合試運転結果等により、目的物としての機能が良好であることが確認出来ること。	
4 施設の長寿命化又は維持管理を軽減するために有効な対策を検討し、監督員に提案した。	1500 ○
5 点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。	1501 ○
6 設備の取扱説明書を維持管理に配慮して工夫している。	1502 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

18 維持修繕工事

●評価対象項目 1503 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目4

1 小構造物等にも注意が払われている。 1504 ○

2 きめ細かな施工がなされている。 1505 ○

3 既設構造物とのすりつけが良い。 1506 ○

4 補修前より強度や耐久性が向上している。 1507 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

19 電線共同溝工事

●評価対象項目 1508 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目4

- | | | |
|---|--|--------|
| 1 | 歩道及び車道の舗装（含、仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 | 1509 ○ |
| 2 | プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 | 1510 ○ |
| 3 | 不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。
不可視部分は全域を撮影しなければならない。動画でもよい。 | 1511 ○ |
| 4 | 共同溝内への浸水がない。 | 1512 ○ |

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

20 通信設備工事, 受変電設備工事

●評価対象項目	1513 ○
加減点＝5点×該当項目数÷全項目6	
1 配線や貫通部分の処理等について、きめ細やかな施工がなされている。	1514 ○
出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により評価を行う。(以下同じ)	
2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	1515 ○
外構のすりつけ、色彩計画等について関係者と協議し、問題が無いこと。	
3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。	1516 ○
試験成績書、総合試運転結果等により、目的物としての機能が良好であることが確認出来ること。	
4 施設の長寿命化又は維持管理を軽減するために有効な対策を検討し、監督員に提案した。	1517 ○
5 点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。	1518 ○
6 設備の取扱説明書を維持管理に配慮して工夫している。	1519 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

21 ブロック製作工事(ケーソン陸上製作工事を含む)

●評価対象項目 1534 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目5

1 欠損, 粗骨材の露出がない。 1535 ○

2 コンクリートの沈下に起因するひび割れがない。 1536 ○

3 コンクリートの水和熱に起因するひび割れがない。 1537 ○

4 コンクリートの収縮に起因するひび割れがない。 1538 ○

5 打継目が一体化しており, この部分の補修の必要がない。 1539 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

22 管水路工事

●評価対象項目 1563 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目7

- | | | |
|---|---------------------------|--------|
| 1 | 管路の配置が適切である | 1564 ○ |
| 2 | 給水栓(引込管)と現地形とのなじみが良い。 | 1565 ○ |
| 3 | 既設構造物等との取付けが適切である。 | 1566 ○ |
| 4 | 弁類、機器類の取付状況が適切である。 | 1567 ○ |
| 5 | 構造物の仕上がり面が良い。 | 1568 ○ |
| 6 | 舗装復旧部の平坦性が良く、既設舗装面との段差がない | 1569 ○ |
| 7 | 弁類、機器類の埋設面が適切である。 | 1570 ○ |

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

23 畑地かんがい工事

●評価対象項目	1571 ○
加減点＝5点×該当項目数÷全項目8	
1 埋戻し箇所の仕上がりがよい。	1572 ○
2 管路の配置が適切である	1573 ○
3 給水栓や散水施設と現地形とのなじみが良い。	1574 ○
4 既設構造物等との取付けが適切である。	1575 ○
5 農地等の復旧が適切に行われている。	1576 ○
6 構造物の仕上がり面が良い。	1577 ○
7 散水施設の配置が適切である	1578 ○
8 営農（機器操作，作業）に支障となるものがない	1579 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

24 ほ場整備工事

●評価対象項目 1580 ○
加減点＝5点×該当項目数÷全項目9

- | | | |
|---|----------------------------------|--------|
| 1 | 表土に雑物や石礫の混入が認められない | 1581 ○ |
| 2 | 表土の碎土が十分に行われ均平度がよい | 1582 ○ |
| 3 | 土工面の仕上がりがよい | 1583 ○ |
| 4 | 道路工、水路工、畦畔工の仕上げがよい。 | 1584 ○ |
| 5 | 用・排水路は勾配を考慮し、現場条件に合わせ適切に施工されている | 1585 ○ |
| 6 | 構造物の仕上がり面が良い。 | 1586 ○ |
| 7 | ほ場進入路、用水取水工、ほ場排水工が適切に配置され仕上がりがよい | 1587 ○ |
| 8 | 通常の農地・施設の管理上、危険な箇所が見られない | 1588 ○ |
| 9 | 表土面に偏った湿潤状態が見られない | 1589 ○ |

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

25 農道工事

●評価対象項目

1590 ○

加減点＝5点×該当項目数÷全項目8

1 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが確認できる。

1591 ○

2 現道との接続が良い。

1592 ○

3 路肩部、路側部の処理が適切である。

1593 ○

4 法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。

1594 ○

5 既設構造物等とのなじみがよい。

1595 ○

6 構造物の仕上がり面が良い。

1596 ○

7 路面の平坦性がよい

1597 ○

8 降雨時の滞水が生じないよう、排水を考慮した仕上げがなされている

1598 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

26 ため池工事

●評価対象項目 加減点＝5点×該当項目数÷全項目11		1601 ○
1	天端面の仕上がりがよい。	1602 ○
2	法面の仕上がりがよい。	1603 ○
3	構造物等と土工のなじみがよい。	1604 ○
4	付帯構造物の欠損がない。	1605 ○
5	構造物の仕上がり面が良い。	1606 ○
6	構造物の天端仕上げ、端部仕上げ等が良い	1607 ○
7	遮水シート、張りブロック等の施工が適切で、仕上がりがよい	1608 ○
8	堤体の通りがよい。	1609 ○
9	構造物の通りがよい。	1610 ○
10	施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが確認できる	1611 ○
11	地山、現況地形との接続が適切である。	1612 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

27 用排水路工事

	●評価対象項目	1615 ○
	加減点＝5点×該当項目数÷全項目11	
1	土工面の仕上がりがよい	1616 ○
2	水路天端と埋戻し面の擦り付けがよい	1617 ○
3	周辺からの流入処理が適切に行われている	1618 ○
4	付帯構造物に欠損がない。	1619 ○
5	目地等，材料間の接続部分の仕上がりがよい	1620 ○
6	端部仕上げ(擦り付け)等が良い。	1621 ○
7	路線の通りがよい	1622 ○
8	構造物の仕上がり面が良い。	1623 ○
9	水路内に土砂が堆積していない。	1624 ○
10	施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが確認できる	1625 ○
11	水抜き等が良好に機能していることが確認できる	1626 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

28 山腹工

●評価対象項目 1627 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目6

1 植栽木等の活着状況が良い。 1628 ○

2 法切工及び・二級芝筋工・積苗工・柵工等の通り, 仕上がり良い。 1629 ○

3 積苗工・柵工等の関連構造物などのすりつけが良い。 1630 ○

4 地山とのすり付けがよい 1631 ○

5 水路工等排水施設が関連構造物へなじみ良く取り付けられている。 1632 ○

6 全体的な美観が良い。 1633 ○

93

考査項目別運用表 考査項目順（上段：新規定 下段：運用）		連番 改定
20	4. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	1662 ○
21	5. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	1663 ○
22	6. 現道上での交通規制に大きく影響する工事	1664 ○
23	7. 緊急時に対応が特に必要な工事	1665 ○
24	8. 施工箇所が広範囲にわたる工事（施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの）	1666 ○
25	9. 特殊な海上工事、圧気ケーソンその他の危険を伴う工事	1667 ○
26	（3. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1670 ○
27	・供用中の軌道又は道路の直上又は直下で作業する工事	1671 ○
28	・工事現場に隣接する建物が変動するおそれ又は地下埋設物に悪影響が及ぶおそれがあり、これを回避する対策を行う必要がある工事	1672 ○
29	・工事発注後の監視の結果に基づき、大幅な工法の変更（変更額が当初契約額の1割を超える）を行った工事	1673 ○
30	（4. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1674 ○
31	・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設又は撤去について、施工工程の管理に特に注意を要した工事	1675 ○
32	・工事発注後に、環境対策や第三者の同意・協力を必要とし、それが工程上のクリティカルパスになった工事	1676 ○
33	・工事発注後に、夜間作業を指示された工事又は1日の作業可能時間が標準より短縮された工事	1677 ○
34	（5. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1678 ○
35	・トンネル工事を除く夜間工事 市街地に限らない。	1679 ○
36	・DID地区での工事	1680 ○
37	（6. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1681 ○
38	・日交通量が概ね5000台以上の道路又は自動車専用道路において、交通誘導を行いながら施工する工事	1682 ○
39	・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。	1683 ○
40	・夜間工事の翌朝に交通開放を行う施工期間が1月以上ある工事	1684 ○
41	（7. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1685 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
42	・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。	1686 ○
43	（8. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1687 ○
44	・施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超える工事	1688 ○
45	（9. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1689 ○
46	・定期旅客船の航路に接して海上工事を行う工事	1690 ○
47	・ゲージ圧が0.1MPa以上の高圧室内作業を伴う工事	1691 ○
48	・次のいずれかの工事。①酸素欠乏危険場所で作業を行う必要がある工事、②有毒ガス、可燃性ガス、じん肺の対策が必要な工事、③掘削の高さ又は深さが10m以上である場所に作業員を立ち入らせる必要がある工事	1692 ○
49	●Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応	1696 ○
50	10. 特殊な地盤・地理的条件への対応が必要な工事	1697 ○
51	11. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	1698 ○
52	12. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	1699 ○
53	13. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	1700 ○
54	14. 厳しい海象条件の下で行う工事 泊地や航路に限らない。	1701 ○
55	（10. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1704 ○
56	・工事発注後に地下水位が高いことが判明したことから、広範囲にわたる地下水位の低減対策を必要とした工事	1705 ○
57	・支持地盤の形状が複雑なため、地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事	1706 ○
58	・離島のほか、資機材の全部又は一部を海上運搬する必要があり、稼働率に制約を受ける工事 全ての離島が該当する。内地でも海上運搬が必要な工事は該当する。	1707 ○
59	（11. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1708 ○
60	・降雨、風雪等の自然条件の影響を受けて稼働率が安定しない工事・高温により作業員の稼働率が低下する工事	1709 ○
61	・冬季風浪（11月～2月）の影響を受けて作業船の稼働率が安定しない工事	1710 ○
62	（12. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1711 ○
63	・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。	1712 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
64	・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。	1713 ○
65	土石流の発生が予想される渓流内で施工する工事 土石流危険渓流指定区域に限らない。	1714 ○
66	（13. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1715 ○
67	自然公園法の特別地域内で行う工事又は条例等によって工作物の新築・改築若しくは土地や海底の形状の変更について規制を受ける地域で行う工事	1716 ○
68	（14. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1717 ○
69	・潮流が早い又は潮位差が大きいため作業船の位置保持が困難である工事	1718 ○
70	●Ⅳ長期工事における安全確保への対応	1722 ○
71	15. 工期が12ヶ月を超える工事において、工事事故（工事関係者事故及び公衆損害事故）に関する法令遵守等の減点がなかった工事 事故が発生しても、事故が軽微で、安全管理に不備がないと判断されて減点がなければ加点対象となる。	1723 ○

97

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
20	コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1754 ○
21	鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1755 ○
22	配筋、溶接作業等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1756 ○
23	安全衛生教育に関する工夫を行った。	1758 ○
24	安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）	1760 ○
25	現在の法令の基準を上回る安全対策を実施した。（法律で義務化される前に取り入れた安全対策や任意の安全対策ほか） 法律で義務化される前の取組みを評価する。	1761 ○
26	現場事務所等の働く環境を快適にする工夫を行った。	1762 ○
27	熱中症防止のために、こまめに休憩時間を設定し、高温時には作業を中断した。	1763 ○
28	一般通行車両や歩行者等との交通事故の防止に関する工夫を行った。	1764 ○
29	熱中症防止のために効果のある装置を設置し、又は機材を作業員に支給した。 本県特有の作業環境に配慮して、労働災害防止の観点から評価する。ミスト発生機、スポットクーラー、クールジャケットほか。	1765 ○
30	環境汚染の防止に関する工夫を行った。	1766 ○
31	海上事故の防止に関する工夫を行った。	1767 ○
32	現場閉所による週休2日（4週8休以上）を達成した。 月単位の現場閉所率が28.5%以上であることが休日取得計画表が提出され、確認できる。 「週休2日」試行工事でなくてもよい。	1768 ○
33	ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工、遠隔臨場、情報共有システムに取り組んだ。 ①情報化施工の試行要領(土木部、農政部)による簡易型以上を実施した。②遠隔臨場施工要領による段階確認を複数回実施した。③情報共有システム活用要領に基づくシステムを利用した。以上の3項目中2項目を達成した工事を評価	1769 ●
34	建設キャリアアップシステムを活用した。 建設キャリアアップシステム活用工事試行要領に基づく試行工事であり、基準を達成した工事を評価	1770 ●
35	品質証明員制度を活用して品質の確保に努めた □品質証明の対象工事及び準ずる工事以外において、土木工事共通仕様書で示す品質証明員の資格及びその履行内容が適正な場合に評価する。※「準ずる工事」とは、土木部が発注する予定価格1億円以上の港湾漁港工事において、受注者が任意で品質証明員の対象工事に準じて品質証明員を定めた工事をいう。※「履行内容が適正な場合」とは、自社で決められた内容・方法に基づき、品質証明員が工事着手からしゅん工まで工事全般に関与し、品質証明書が提出され、また、品質の確保に努めていることが、記録及び品質証明員からの聞き取り等により確認できること。□品質証明員の業務が検査前の出来形確認などごく一部の場合は評価しない。	1771 ○

6社会性等	地域への貢献等	総括監督員
1	●評価対象項目 1782 ○ 加減点＝10点×該当項目数÷全項目7 ※地域貢献活動は受注者の自主的な活動であるから、発注者側から強要するようなことはあってはならない。 1 工事現場周辺（現場と同じ大字（市内の場合は町）の範囲をいう。以下同じ。）の共有用地や共有施設（学校、バス停を含む）の整備や修繕等を行った。 1783 ○ 1回でよい。 2 工事現場周辺で一般向けの憩いのサービスを提供した（トイレの開放、観光案内、木陰のベンチほか）。 1784 ○ 負担の少ないものでもよい。 3 当該工事に関する広報（SNSによる電子版を含む）を行った。 1785 ○ スマホ版でもよい。自社のPRを兼ねてよい。 4 工事現場周辺で、除草又は清掃等の美化作業を行った。 1786 ○ 道路に限らない。1回でよい。 5 工事現場周辺の地域の行事に参加若しくは協賛し、又は準備の支援をした。 1787 ○ 小規模の行事でよい。手伝いでもよい。1回でよい。 6 工事現場周辺の地域がかかえる課題に対して協力活動を行った。災害救援活動（降灰、積雪を含む）、環境保全活動（生態系保全のための外来動植物の駆除を含む）、集落支援活動その他。 1788 ○ ①活動はハード（機材）、ソフト（人的）を問わない。1回でよい。②かごしまエコファンドを活用したカーボンオフセットの実施は環境保全活動として評価する。【三部総括工事監査監通知（R元.12.16）】 7 指定主要資材7品目に該当する資材はすべて県産資材を使用した。 1789 ○ ①指定主要資材7品目（レディミクストコンクリート、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、野芝）のうち、いずれかを使用する工事において、指定主要資材はすべて県産資材を使用した。②県産資材以外の資材については、県内で産出、生産または製造されていない製品に限り、県内に本店を置く資材業者から調達した。	

1

	●評価対象項目	1790 ○
	評定点合計に対する減点は下記のとおり。	
1	指名停止3ヶ月以上 -20点	1791 ○
2	指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 -15点	1792 ○
3	指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 -13点	1793 ○
4	指名停止2週間以上1ヶ月未満 -10点	1794 ○
5	文書注意 -8点	1795 ○
6	口頭注意 -5点	1796 ○
7	工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 「工事事故に関する評定基準」(H29.1.1)が定める減点による。	1797 ○
8	その他	1798 ○
9	項目該当なし	1800 ○
10	※総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。	1801 ○
11	【上記で評価する場合の適応事例】	1802 ○
12	1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。	1803 ○
13	2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。	1804 ○
14	3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。	1805 ○
15	4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。	1806 ○
16	5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。	1807 ○
17	6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。	1808 ○
18	7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。	1809 ○
19	8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	1810 ○
20	9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。	1811 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
21	10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。	1812 ○
22	11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。	1813 ○
23	12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。	1814 ○
24	13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	1815 ○
25	14. 安全管理が不適切であったことから、工事関係者事故又は公衆損害事故を起こした。	1816 ○
26	15. 総合評価落札方式工事の配置技術者がやむを得ない理由で途中交代し、配置予定技術者の能力加算点を満たさない場合は、5点減点する。 評価項目「8 その他」で5点減点する。	1817 ○
27	16. 総合評価落札方式工事において、技術資料で建設キャリアアップシステムの運用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1818 ○
28	17. 発注者指定型のICT活用工事において、やむを得ない理由以外でICT活用工事の全ての施工プロセスの採用ができなかった場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1819 ○
29	18. 総合評価落札方式工事において、技術資料で登録基幹技能者の活用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1820 ○
30	19. 発注者指定型の週休2日試行工事において、施工計画書提出時に提出された工程表が明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、または、受注者の責により確保できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。 発注者指定型の週休2日試行工事(4週8休以上)において、週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、または、受注者の責により確保できない場合は、2点減点する。	1821 ○

